

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第17号

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 （略） <u>（届出義務者）</u> 第3条 <u>条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。</u> <u>（1）給水を受けることを中止するとき</u> <u>使用者</u> <u>（2）給水装置を廃止するとき</u> <u>所有者</u> <u>（3）給水装置の用途を変更するとき</u> <u>使用者</u> <u>（4）消防の演習のため私設消火栓を使用するとき</u> <u>使用者</u> <u>（5）使用者に変更があったとき</u> <u>使用者</u> <u>（6）所有者に変更があったとき</u> <u>所有者</u> <u>（7）代理人に変更があったとき</u> <u>所有者又は代理人</u> <u>（8）管理人に変更があったとき</u> <u>使用者、所有者又は管理人</u> <u>（9）共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき</u> <u>使用者</u> <u>（10）貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、</u>	第2条 （略）

給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第2章 (略)

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2. 条例第10条第2項の規定により、第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の承諾書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書

3. 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4. 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1)―(3) (略)

第2章 (略)

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書(別記様式)を提出することにより行わなければならない。

2. 前項の申込みをしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議し、承認を得なければならない。

(1)―(3) (略)

(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者の承諾書

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装

	<u>置を設置するとき 当該給水装置の所有者の承諾書</u> <u>(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書</u> <u>2 前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。</u>
(給水装置の構造及び材質) 第6条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けない<u>ことができる。</u> 2—5 (略) (設計審査) 第10条 条例第11条第2項の設計審査は、<u>第4条第1項</u>の申込書に基づき、条例第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに条例第13条に規定する給水管及び給水用具の指定、施行方法等の基準への適否を確認することをいう。 2 (略) (工事費の算出方法) 第13条 (略) (1) (略) <u>(2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。</u> <u>(3)・(4) (略)</u> <u>(5) 間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。</u>	(給水装置の構造及び材質) 第6条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、<u>水道メーター（以下「メーター」という。）</u>等をもって構成する。ただし、企業長が<u>その</u>必要がないと認めるときは、その一部を設けない<u>ものとする。</u> 2—5 (略) (設計審査) 第10条 条例第11条第2項の設計審査は、<u>第3条第1項</u>の申込書に基づき、条例第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに条例第13条に規定する給水管及び給水用具の指定、施行方法等の基準への適否を確認することをいう。 2 (略) (工事費の算出方法) 第13条 (略) (1) (略) <u>(2)・(3) (略)</u> <u>(4) 間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。</u>

(料金)

第17条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	家庭における日常生活の用に供するもの 1 会社、工場、寮、娯楽場、食料品店、旅館、料理店、飲食店、事務所、倉庫、その他店舗での営業を目的とするもの
湯屋用	大阪府浴場経営許可基準（平成17年11月1日施行）における一般公衆浴場の許可基準を満たす浴場（大阪府浴場経営許可基準施行前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の適用を受けていた公衆浴場及び旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受けていた宿泊施設の浴場を含む。）の用に供するもの
(略)	(略)

(使用水量の端数処理)

第18条 条例第28条（第4項を除く。）の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 (略)

(特別な場合における料金の算定)

第21条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に定めるところ

(用途の適用基準)

第17条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	家庭における日常生活の用に供するもの 1 会社、工場、寮、娯楽場、食料品店、旅館、料理店、飲食店、事務所、倉庫、その他の店舗で営業を目的とするもの 2 他の用途に該当しないもの
湯屋用	大阪府浴場経営許可基準（平成17年11月1日施行）における一般公衆浴場の許可基準を満たす浴場（大阪府浴場経営許可基準施行前に公衆浴場法の適用を受けていた公衆浴場及び旅館業法の適用を受けていた宿泊施設の浴場を含む。）の用に供するもの
(略)	(略)

(料金算定の端数処理)

第18条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

2 (略)

(料金の徴収方法)

第21条 条例第33条の規定による料金の徴収は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法による。ただし、企業長が特に必要と認めるときは、その他の方法

により算定する。

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあっては、基本料金は、条例別表第1第8項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額とする。

(3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額とする。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

第22条 (略)

(加入金)

第22条の2 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額とする。

2 一時的な使用に供するため新設し、又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

によるものとする。

第22条 (略)

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。